

委託契約書

委託業務名 令和7年度親子現場体験会業務
契約期間 契約締結日から令和7年12月12日まで
契約金額 金_____円（消費税及び地方消費税を含む。）
契約保証金 （業者決定後に記入）

佐賀県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、令和7年度親子現場体験会業務を委託することについて、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別紙「令和7年度親子現場体験会業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）により、頭書の契約金額で、頭書の契約期間内に頭書の委託業務を完了するものとする。

2 前項の仕様書に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、委託業務の処理について、他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の処理の一部を、他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第4条 甲は、必要に応じ、委託業務の処理状況について調査を行い、乙に報告を求めることができるものとする。

（仕様書等不適合の場合の修正義務）

第5条 乙は、委託業務が仕様書に適合しない場合において、甲がその修正を要求したときは、これに従わなければならない。この場合において、そのために契約金額を増額し又は履行期限を延長することはできない。

（業務内容の変更）

第6条 甲は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第7条 委託業務の処理により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)に係る必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決めるものとする。

(履行遅滞の場合における損害金)

第8条 甲は、乙の責に帰する理由により履行期限内に委託業務を完了しないときは、その期限の翌日から遅延日数に応じ、未済部分に対応する金額に対し、年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を損害金として徴収する。

(業務完了報告及び検査)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、完了報告書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、これを受理した日から10日以内に報告内容の検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、不合格又は疑義を生じ、補正の必要があるときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正の届けを提出して再び検査を受けるものとする。この場合、再検査の期日については前項の規定を準用するものとする。

(契約金額の請求及び支払い)

第10条 乙は、甲から前条第2項(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、この契約によって知り得た相手の情報を適正に管理し、本契約期間中及び本契約終了後も第三者に漏洩し、又は業務以外の目的で利用してはならない。ただし、事前に相手から承諾を得た場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の場合、この契約を解除することができるものとする。

(1) 乙の責めに帰する理由により、委託期間内に委託業務を完了することができないと認められるとき。

(2) 乙が、この契約に違反し、又は不完全な履行をしたとき。

(3) 甲は、乙又は乙の役員等が次の各号のいずれかに該当するとき、又は次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していることが判明したときは、契約を解除することができる。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（契約解除の違約金）

第14条 乙は、前2条の規定により、契約が解除された場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

（契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合）

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

（契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われていない場合）

2 甲は、乙が第1項に規定する違約金を支払期限までに納付しない場合は、当該違約金に対し、期限の終了した翌日から納付のあった日までの日数に応じて年2.5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を請求することができる。

3 第1項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

（契約解除による損害賠償）

第15条 甲は、第12条及び第13条の規定により、契約を解除した場合において損害が生じたときは、乙に対して、その損害に相当する金額を請求することができるものとする。

2 乙は、第12条及び第13条の規定により、契約が解除された場合において損害が生じても、甲に対して損害賠償を請求できないものとする。

（個人情報の保護）

第16条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人

情報取扱特記事項」に従わなければならない。

2 前項の規定は、この契約が終了又は解除された後においても有効とする。

(協議)

第 17 条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 18 条 本契約に関し紛争が生じた場合は日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。本契約に関する調停、訴訟等は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県県土整備部

建設・技術課長 川崎 文仁

乙 ○○○○○○○○

○○○○○○○○○

○○○○ ○○ ○○